

【令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告が始まります】

町では、令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告が始まります。

税の確定申告の受け付けを次のとおり実施します。

事業（営業・農業）、不動産の収入のある人、生命保険の満期により所得のある人などは、期間内に申告をしてください。なお、医療費控除など、還付申告を行うことで所得税等が還付となる人の申告については、2月2日（月）から受け付けておりますので、早めの申告をお願いします。

また、提出される申告書にはマイナンバーの記載が必要です。

確定申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかつた場合は、税務署長が所得金額や税額を決定します。その場合、新たに加算税が

賦課される場合のほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければならぬ場合がありますので、ご注意ください。

告書を作成し郵送による提出を希望する人は、名寄せ税務署へお電話いただけますと、事前に申告用紙等の送付が受けられます。

■所得税等確定申告期間

○受付期間

2月16日（月）から
3月16日（月）まで
(土・日曜、祝日除く。)

○受付時間

午前9時から正午まで
午後1時から午後4時30分まで
※最終日3月16日の受付は正午まで

○申告会場

公民館（2月13日（金）までには、還付申告のみ、町民生活課窓口で受け付けます。）

※土地、建物や株式の譲渡所得等がある人や、青色申告の人は、期間内に名寄税務署で申告ください。

※納税者（自身で確定申

■インターネットで確定申告

「e-Tax」のご利用を

e-Tax（イータックス）とは、自宅やオフィスからインターネットを利用してできるパソコン、スマートフォンで、確定申告などの手続きができるシステムです。ぜひご利用ください。

なお、ご利用の際に必要なマイナンバー（個人番号）カードを新たに取得される人は、カードの作成に時間を要し、確定申告を行う間に交付が受けられない可能性がありますので、お早めにお手続きください。



を一括取得し、所得税の確定申告を簡単・便利にできます。ご利用に当たっては、「マイナンバーカードの取得」と「マイナポータルの利用者登録」が必要です。ぜひ、ご利用ください。

詳しくは次のe-Taxホームページ等をご参考ください。

○「e-Tax」利用について
http://www.e-tax.nta.g.jp

○操作に関するお問い合わせ

e-Tax・作成コードヘルプデスク
☎ 0570-01-5901

■公的年金等を受給されている人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、給与所得など公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告をする必要はありませんが、所得税等の還付を受けるための申告をすることはできます。

また、所得税等の確定申告が必要ない場合であつても、住民税（個人の町・道民税）の計算において、医療費控除、社会保険料控除、寄附金控除、ひとり親控除、寡婦控除、障害者控除、扶養控除等の各種控除などを受けようとする人は、住民税の申告が必要です。申告がない場合、控除の適用を正しく受けることができませんので、必ず忘れないで申告ください。